議案第95号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定について

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則中第11項を第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、 第4項の次に次の1項を加える。

5 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間は、副園長又は教頭を置く 幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項 の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部 改正に伴い、職員配置に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必 要がある。これが、この条例案を提出する理由である。